

2023 年秋填、

ウ 会計上の問題・影響額

前記イ・(イ)②に記載の内容により、AW西日本において、[]年[]月期に[]円、[]年[]月期に[]円の売上高が、当社への第1GC「[]」として計上されている。また前記イ・(ウ)前段に記載の内容により、[]年[]月期に[]円の売上高が、当社への第2GC「[]」及び予備機である第1GC「[]」として計上されている。これらは、AW西日本においてガスを製造していないもののAW西日本が受電名義であったことから、減免申請のために行われた名義上の取引と考えられる。

なお、いずれもAW西日本の決算に影響を与えているが、連結上消去されることから連結財務諸表に影響はない。

前記イ・ウ)及びウ・ア)のとおり、第2GCが稼働し、第2GCの受電名義もAW西日本から当社へ変更された[]年[]月以降の[]に係る売上の計上は、数値目標達成への強いプレッシャーから、専らAW西日本の売上高を高い水準で維持することのみを目的として行われたものであり、同社の売上補填のために意図的に行われた不適切な会計処理であると認められる。

AW マッハは、1962 年に設立された会社で、2000 年に当社グループ会社となり、同社の D&I グループの管理下にある。

⁴⁵ なお、第1GCにおいても、予備機として毎月回転機の運転を行っており電力料が発生していた。

(1) 販売済在庫の売上原価振替処理漏れ等について

ア 事案の概要

AW マッハにおいて販売済みの在庫である ■■■■■ 金型の会計処理について、本来販売時に会計上の在庫の消し込み及び売上原価への振替処理が行われる必要があったが、当該処理が行われていなかったことが 2023 年 9 月頃発覚した（ただし、意図的に行われたものとまでは評価することはできない。）。

さらに、本来であれば、前記発覚後、直ちに修正処理を行う必要があったが、AW マッハの代表取締役社長である Hc 氏、執行役員兼管理本部 ■■■■■ Ex 氏（以下「Ex 氏」という。）等で協議を行った結果、固定資産に計上する金型の減価償却の方法に準じて分割して費用計上することが決定され、結果として、2023 年 9 月から 2025 年 4 月にわたって費用の計上が行われたものである。

イ 経緯・原因

AW マッハにおいて、2022 年 10 月に Hc 氏が社長に就任した際、在庫の適正化を図るべく、在庫の確認を実施したところ、客先販売済みの ■■■■■ 金型に関し、本来であれば販売時に行うべき在庫の消し込み及び売上原価への振替処理が行われていなかったことが 2023 年 9 月頃判明した。

これを受けて、Hc 氏、Ex 氏、生産管理部 ■■■■■、生産調達部 ■■■■■、経理担当者、営業担当数名、製造担当者で協議が行われた結果、多額の売上原価を一括して計上することとを避け、費用計上の繰延を目的として 2023 年 9 月から 2025 年 4 月にわたって分割して計上するという会計処理を行うことを決定した（以下「分割処理」という。）。

当初在庫の消し込み及び売上原価への振替処理が行われていなかった原因として、Ex 氏は、営業が金型を販売した場合、担当者が金型を管理している部門に連絡し、金型の在庫からの消し込みを行う必要があるが、かかる情報伝達が十分に行われなかったことで、金型を販売したにもかかわらず、売上原価が計上されない状態になってしまっていた旨述べている。

その後直ちに在庫の消し込み及び売上原価への振替処理が行われなかった理由については、そもそも Hc 氏も含めて分割処理が不適切であるとの認識がなく、固定資産に計上する金型の減価償却の方法に準じて 2 年弱での分割処理を行うこととしたもので、出席者の誰からも異論は出なかったため、分割処理することが決定されたものである。また分割処理の方針について当社には報告が行われていないが、これも意図的に不適切な会計処理を隠そうとしたということではなく、そもそも不適切な会計処理をしているという認識がなかったため、報告する必要がないと考えたとのことである。

ウ 会計上の問題・影響額

前記第 7・4・(1)・イのとおり、当初在庫の消し込み及び売上原価への振替処理が行われていなかった原因については、営業と金型を管理している部門との連携に問題があったものとされ、現時点で確認できる資料上、これを疑わせるような事情も見受けられないことから、かかる処理誤りが AW マッハ関係者によって意図的に行われたものと評価することはできない。

他方で、修正処理については、同処理が行われていないことが判明した時点で、本来売上原価を計上すべき事業年度に遡って修正する、若しくは、判明した事業年度の費用として処理する必要がある。しかしながら、将来にわたって分割して費用を計上し修正することが決定された。その理由について、Hc 氏、Ex 氏等において協議を行

った結果、Hc氏も含めて分割処理が不適切であるとの認識がなく、固定資産に計上する金型の減価償却の方法に準じて分割処理を行うこととしたもので、出席者の誰からも異論は出なかったため、分割処理することが決定されたものとすることである。かかる供述について、現時点で確認できる資料をもってこれが虚偽であるとは評価することはできないが、費用計上を将来にわたって繰り延べることで、処理誤りが判明した事業年度において一括で計上する場合に比べてその事業年度の損益影響が軽減されることは明白である。これは、会計上不当なものであり、仮に関係者全員がそのことを認識せずに前記のような判断を行ったとすれば、会計リテラシーが著しく欠如しているものと評価せざるを得ない。

前記の分割処理により、発覚時に集計された売上原価振替漏れの金型在庫総額 33 百万円は 2023 年 9 月から 2025 年 4 月にかけて売上原価に計上された。なお、その後の AW マッハ社内での確認により、33 百万円のうち 6 百万円については棚卸資産ではなく、固定資産に計上し減価償却すべき金型であったことが判明している。

（２）固定資産除却損の計上漏れについて

ア 事案の概要

AW マッハは従来 W 社より倉庫を借りていたところ、2023 年 6 月に本社横に新たに倉庫を建て、倉庫移転が行われた。この倉庫移転に際し、旧倉庫内の固定資産について、通常は速やかに除却処理を行うべきか否かが判断されるが、Hc 氏、経理担当者等で協議の結果、引越し作業等に伴う社内の業務多忙、混乱もあり、直ちに除却処理の要否を判断することは困難と判断され、除却処理は年度末までに行うこととされた。

しかし、その後、当該資産の除却処理が失念されたままの状態となった。

イ 経緯・原因

前記倉庫移転の際、固定資産の一部約 12 百万円分（倉庫内の事務所設置に関するパーティション、照明、工事費用等）について、除却するべきか否か（移転先においても再利用可能であるか否か）が不明瞭なものであったが、Hc 氏及び経理担当者において協議を行った結果、倉庫移転時の引越し作業等に伴う社内の業務多忙、混乱もあり、直ちに前記固定資産について除却処理を行うべきか否かの判断を行うことは困難と判断し、当該処理は年度末までに行うこととした。

しかしながら、その後 Hc 氏、経理担当者、その他実務担当者が関係者において除却処理の実施を失念したとのことである。

ウ 会計上の問題・影響額

会計上、固定資産の除却処理については、除却の必要が生じた時点で適時に計上を行うべきであるが、前記のような倉庫移転時の引越し作業等に伴う社内の業務多忙、混乱及び判断材料の不足のために除却判断を必要な範囲で先延ばしとすることは、一義的な判断は困難であるものの、必ずしも不当なものとは評価できない。

もっとも、その後先延ばしとした除却処理の実施を失念したことは明らかに管理上不備があると認められる。

結果として、旧倉庫に係る固定資産として、建物及び建物附属設備が 2024 年 3 月末における帳簿価額として計 12 百万円（2025 年 9 月末の帳簿価額 11 百万円）が除却処理されずに計上されたままとなっていた。

5 日本電熱

日本電熱株式会社（以下「日本電熱」という。）は、1950年9月6日に設立された会社で、2016年10月に当社グループ会社となり、同社のD&Iグループの管理下にある。

日本電熱の主な事業内容は、各種産業用電熱機器及び関連制御機器の製造販売、ライフ機器の製造販売である。

（1）修繕費の先送り

ア 事案の概要

日本電熱は、2024年9月、2024年度上半期決算において、既に修繕、保守が完了しており、本来は同上半期に修繕費として計上すべき費用について、社内指示により10月以降に処理することとし、実際に10月以降で会計処理を行っていた。

イ 経緯・原因

日本電熱では、2024年10月3日付けの社内連絡書において、担当者から「修繕費支払いの件」との表題のもと、「経費扱いの修繕費に関して、9月振替伝票・検収合わせて3件が対応が取れず、10月度処理を実施します。」との記載がなされ、下記修繕費について10月以降に処理する旨が報告されている。

（単位：千

円）

No	物件名	修繕費
①	製品使用料・保守料 4 件	
	本体 保守料	
②	連携カスタマイズ 保守料	
	本体 保守料	
	計 2,469	
③	恒温室空調設備修繕	
	合計	12,318

その後、日本電熱では、当該社内連絡書の内容どおり、同年10月4日、①及び②について未払金・修繕費として振替伝票が作成され、③については受入処理が行われている。

この点、当社経営企画室所属のHs氏（以下「Hs氏」という。）によれば、修繕費の処理については把握していなかったものの、2024年度上半期の業績が芳しくなかったこと、また、当社としてグループ会社に対し具体的な業績改善策を指示することはないものの、業績改善策の提出を求めることは多く、その際、即効性のある経費削減等の方策を求めることが多いとのことである。また、Hs氏と当社経理部門所属のGr氏との間のチャットにおいて、Hs氏が「9月で、無理やり調整した項目の総額っていくらになりますか？」と問い合わせたのに対し、Gr氏は、本件に該当する「修繕費の先送り 12 百万円」と回答している。

以上の事情を総合すると、日本電熱においては、業績改善及び経費削減を目的として、本来 2024 年度上半期に計上すべき修繕費であった前記①ないし③の費用（合計

12,318 千円) について、下半期に先送りして計上する処理が行われたものと認められる。

ウ 会計上の問題・影響額

2024 年 9 月時点で、既に修繕、保守が完了しており、本来は 2024 年度上半期に修繕費として計上すべきであった 12,318 千円が、先送りされている。

6 AW パフォーマンスケミカル

エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社（以下「AW パフォーマンスケミカル」という。）は、当社グループにおける機能化学品事業の強化と拡大を目的として、2021 年 10 月 1 日に設立された企業であり、本店所在地は神奈川県川崎市、事業内容は石油化学製品、無機化学工業製品、炭素製品、食品機能材料等の開発、製造及び販売、資本金は 100 百万円、従業員数は約 700 名となっている。

同社は、当社の電材開発事業部、I 社、及び Aq 社という異なる技術的背景を持つ 3 つの組織が統合して発足した。その後、2023 年 4 月にはエア・ウォーター・ペルパール株式会社を吸収合併しており、現在は計 4 社の経営資源が集約された体制となっている。

AW パフォーマンスケミカルの事業構成は、統合前の各社が培った技術を基盤とする「基礎化学品」と「電子材料」の二大領域を中核として構成されている。基礎化学品事業では、無水フタル酸（可塑剤原料）、コハク酸、キノン類等、幅広い産業の基幹素材となる有機・無機化学品の製造・販売を行っている。電子材料事業においては、半導体や電子部品向けの高機能樹脂や回路材料の開発に注力し、成長分野への展開を進めている。ビジネスモデルとしては、主に見込生産に基づく在庫販売形式を採用しており、Bt 社と O 社の合併会社である Z 社を筆頭に、Ak 社等のメーカーや、商社を経由した製品供給を行っている。主要生産拠点としては、川崎工場、湘南工場、静岡工場、防府工場がある。

（1）エアコンの減価償却費の過少計上

ア 事案の概要

2009 年に AW パフォーマンスケミカルにおいて事務研究棟を建設した際、建物（償却年数 31 年）と建物付属設備であるエアコン（償却年数 15 年）を別々に登録すべきところ、一括して建物として登録してしまったため、除却時のエアコンの簿価が過大（過年度における減価償却費過少計上）となっていた事案である。

イ 経緯・原因

AW パフォーマンスケミカルにおいて、2009 年に[]工場の事務研究棟が建設されたところ、その資産区分を決める際、[]

[]取得のため、県からの指導に基づき、①建屋、②建物附属、③構築物、④機械、⑤備品、⑥費用で分類をすることとした。

当時の AW パフォーマンスケミカルの経理部では、資産区分の決定について、固定資産の区分と耐用年数を勘案したうえで、建築会社施工分を建屋に、研究設備関係を建物付属に区分し、建屋の耐用年数を 31 年とすることが妥当と考えたところ、建築会社施工分は、事務研究棟の冷暖房換気設備も含む躯体及び UTT 配管・配線であったため、それらの設備も含めて事務研究棟の建屋全体という大きな枠で資産区分を捉えることが妥当であると判断された。

そのため、本来は、事務研究棟の冷暖房換気設備は、建物と区別し、建物付属設備として、償却年数を15年として減価償却を実施すべきところ、建物と同様に償却年数を31年として減価償却が実施され、その結果として減価償却費の過少計上により、除却時のエアコンの簿価が過大に計上されてしまった。

ウ 会計上の問題・影響

(ア) 会計上の問題・影響

前記より、エアコンを導入した2009年5月より、年間で2百万円の減価償却費が過少計上となっていた。また2023年に除却されたエアコンの簿価は7百万円過大であり、同額が固定資産除却損として計上された。2024年、2025年に除却されたエアコンの簿価に対する影響額は後述する。また、2026年に除却予定のエアコンの簿価は2025年9月時点で1百万円過大に計上されている。

(イ) 意図の有無

①既に廃棄済み又は廃棄予定であること、②年単位の償却費過少額も1年あたり2百万円程度と比較的僅少であって、仮に意図的な不正としては、AWパフォーマンスケミカルにもたらされる利益の程度が小さいと考えられること、③その他、意図的な不正を窺わせる証拠が見当たらないことからすれば、意図的なものと認定することはできない。

(2) 2024年春及び2025年春に行われたエアコン交換工事に伴う除却損の計上遅れ

ア 事案の概要

2024年4月22日に工事が完了した[]工場のエアコン更新工事（4回中第2回目。以下「エアコン更新工事②」という。）に伴う除却損について、当初同年6月28日での除却損計上が予定されていたものの、その後担当者が固定資産除却申請を失念してしまい、除却損計上が同年11月15日となった。

また、2025年5月19日に工事が完了した[]工場のエアコン更新工事（4回中第3回目。以下「エアコン更新工事③」という。）に伴う除却損について、当社への稟議申請及び固定資産除却申請を失念し、除去損計上を怠っていた。

イ 経緯・原因

(ア) エアコン更新工事②

2022年9月12日、2009年に建設された[]工場の事務研究棟に設置されたエアコンについて、13年が経過し、業務用エアコンの寿命15年を間近に控えていたことや、事務研究棟エアコンが過去7回故障しており、一度故障すると復旧までに多くの時間を要することから、当該エアコンの更新工事を実施することが決定された。

エアコンの更新工事は毎年のゴールデンウィーク前の時期に4年（4回）に分割して実施することとされ、1回目の更新工事は2023年4月23日頃に完了した。

2024年3月15日、エアコン更新工事②が着工され、同日、取り外された旧エアコンは引取業者に引き渡された。また、同年4月22日、エアコン更新工事②について、検収確認がなされた。

同年6月27日、エアコン更新工事②に伴う廃棄損の計上に関する職務権限決裁報告書が稟議承認され、その実行完了予定日は同月28日とされた。

しかし、除却損の計上に当たって必要となる固定資産移動及び移管報告書が作成されないままとなっていたことから、同日になっても、除却損の計上をすることができなかった。

その後、同年11月13日になってエアコン更新工事②に関する固定資産移動及び移管報告書作成が作成され、同月14日に稟議が承認され、同月15日に残存簿価の除却損12百万円が計上された。

(イ) エアコン更新工事③

2025年3月23日、エアコン更新工事③が着工され、同日、取り外された旧エアコンは引取業者に引き渡された。また、同年5月19日、エアコン更新工事③について、検収確認がなされた。

しかし、エアコン更新工事③に伴う廃棄損の計上に関する職務権限決裁報告書（本社の稟議書類）が稟議承認されないままとなっていたところ、同年7月15日、総務部担当者は、エアコン更新工事③に関する固定資産移動及び移管報告書を作成し、その後、経理部担当者へ送付した。

しかし、当該報告書を受領した経理部担当者は、当該報告書に本社の稟議書類が添付されていないことから、同年7月に除却損を計上することができず、本社の稟議書類が承認された同年12月に計上することとなった。

ウ 会計上の問題・影響

(ア) 会計上の問題・影響

前記により、エアコン更新工事②について、除却が生じた2024年6月期にて固定資産除却損が計上されず、2024年12月期に12百万円の固定資産除却損を計上したことが認められる。また、エアコン更新工事③について、除却が生じた2025年6月期にて固定資産除却損が計上されず、2025年12月期に9百万円の固定資産除却損を計上したことが認められる。なお、前記(1)のとおり、償却年数を誤っていたことにより固定資産簿価が過大となっていた。本来であれば、エアコン更新工事②については除却が生じた2024年6月期に計上すべき固定資産除却損は1万円であり、エアコン更新工事③については除却が生じた2023年12月期には固定資産簿価がゼロとなる見込みであったことから、除却損を計上すべきでなかった。

(イ) 意図の有無

AWパフォーマンスケミカルにおける固定資産の除却については、除却損の計上額が3百万円以上の案件であれば、本社の決裁に加え、担当部署（本案件であれば総務部）が「固定資産移動報告書及び移管報告書」を作成して経理部に回付し、経理部は当該資料をもとに固定資産台帳から該当の固定資産を除却し、会計上にて除却損計上の仕訳をおこすといったプロセスで処理することとなる。

エアコン更新工事②においては、当該「固定資産移動報告書及び移管報告書」の作成及び申請が漏れていたことにより除却損計上処理が上期から下期に遅れ、エアコン更新工事③については本社への稟議申請を怠っていたことにより、上期において行うべきであった除却損計上処理が下期に遅れている。

この点、エアコン更新工事②について、2024年9月20日、Cb氏がCh氏に対し、「お疲れ様です。エアコン撤去費用は、やり様ですが下期へ繰り越すよう手を打ちます。」とのメールを送信し、これに対してCh氏は「8月から9月にずれるという、工場エアコン撤去などの除却損37を10月に先送りすることは無理ですか？」と返信した。そのため、当該やり取りからすれば、エアコン更新工事②（ひい

てはエアコン更新工事③についても）に伴う除却損の計上を意図的に遅滞させた可能性が疑われる。

本件が発生した原因としては、AW パフォーマンスケミカルにおいて、包括的に各担当者における申請漏れをチェックする管理体制の構築が不十分であったことが考えられる（なお、AW パフォーマンスケミカルにおいては 2025 年 12 月末に固定資産の実査を行っており、処理漏れ等を発見するような防止策はなされているといえる。）。

7 タテ木化学工業

タテホ化学工業では、海水や天然鉱石から抽出されるマグネシウムを主原料とし、独自の結晶制御技術を用いた無機材料の製造・販売を行っている。

(1) 連結未修正による利益の先送り

イ 経緯・原因

テホ化学工業は3月決算である一方で、大連タテホは12月決算であるため、決算日が一致していないことを利用して連結上の調整を行わなかった。

そのため、タテホ化学工業では、2022年3月期の連結決算において、タテホ化学工業と大連タテホとの取引金額の不一致について連結修正を行うべきであったが、意図的にこれを行わなかった。またタテホ化学工業の連結グループ間の取引消去仕訳は、親会社であるタテホ化学工業の取引金額を基準に消去を行うため、2022年3月期においては消去すべきタテホ化学工業の仕入金額に対して大連タテホの売上金額が過少となっていることから、計上されていない大連タテホの売上が過大に消去されていた。それにより、2022年3月期の連結上の売上及び利益が本来より過少となり、2023年3月期の連結上の売上及び利益が押し上げられる（先送りされる）こととなった。

本件の背景には、[redacted] Bg氏からの、「目標利益の上振れも下振れも許さない」というプレッシャーがあったこと及び仕入価格改定の遅れにより、2022年3月期の利益は想定以上に上振れていたことが上げられる。Bg氏による指導や叱責を回避し、かつ翌2023年3月期の予算達成を容易にするため、[redacted] Id氏が、当時代表取締役社長であったCh氏に対し、かかる処理をすることを報告したうえで、実行したものである。

ウ 会計上の問題・影響額

前記の連結修正の意図的な未修正を行うことにより、2022年3月期において連結上の売上及び利益が1億05百万円過少計上であり、2023年3月期において連結上の売上及び利益が1億05百万円過大計上であったと認められる。

(2) タテホオザークへの仕入商品販売における連結消去回避

ア 事案の概要

タテホ化学工業では、以下のとおり、2023年に、米国の連結子会社であるタテホオザーク向けの[redacted] 及び[redacted] の販売において、商社を商流に介在させることで、連結消去を意図的に回避し、売上を二重計上するという不適切な会計処理が行われていた。かかる処理により、連結決算において、2023年3月期の売上が12百万円過大に、2024年3月期の売上が34百万円過大に計上される状態となった。

イ 経緯等

(ア) [redacted] 年[redacted] 月、当時執行役員（営業本部副本部長）であったCr氏は、自身がCEOを兼任する連結子会社のタテホオザークに対する[redacted] の販売に際し、連結消去を回避して年度末の売上数値を確保する目的で、Ca社（以下「Ca社」という。）を介在させるスキームを構築した。当時常務執行役員（営業本部）であったEy氏（以下「Ey氏」という。）がCa社の合意を得て、Cr氏が実務担当者に指示を出すことで、タテホ化学工業はCa社に対し[redacted] 円の売上を計上した。なお、Ca社は、タテホオザークからCa社へ入金された金額のうち、数%は手数料として受領していたが、タテホオザークまでの製品の輸送手続及び通関の手続は、タテホ化学工業が実施していた。

(イ) [redacted]

タテホ化学工業から、タテホオザークに対する[]の販売についても、Cr氏の指示のもと、Ey氏がCa社との仲介を行い、連結消去逃れが実行された。タテホ化学工業は、[]年[]月[]日、[]月[]日、[]月[]日、[]月[]日の計4回にわたり、Ca社に対する合計[]円の売上を計上している。なお、前記[]と同様に、Ca社は、数%は手数料として受領していたが、タテホオザークまでの製品の輸送手続及び通関の手続は、タテホ化学工業が実施していた。

ウ 会計上の問題・影響額

前記により、[]年[]月期において[]円の連結売上の過大計上、[]年[]月期において[]円の連結売上の過大計上が認められる。また、(ア) []についてはタテホオザークで固定資産として計上し、(イ) []はタテホオザークにて現在でも一部が在庫として残存しているが、未実現利益消去取引を行っていないことから、連結上の利益が[]円過大に計上されていたと認められる。

(3) 有償支給取引の売上計上

ア 事案の概要

本件は、本来であれば社内の外注加工費として処理すべき[]の粉碎工程において、書類上、意図的に2社の商社を介在させることで、書類上の出庫と売上の二重計上を意図的に行ったものである。かかる操作により、連結決算において、[]年[]月期に[]円、[]年[]月期に[]円の売上が過大に計上された。

イ 経緯・原因

タテホ化学工業では[]を粉碎して顧客へ販売しているところ、[]年[]月から電力単価が大幅に上昇することを受け、コスト上昇を抑制するために、[]年[]月期中に可能な限りの電融を行い、安価な在庫を確保する必要があった。他方で、親会社である当社からは「棚卸資産を前年度末比で30%減少させる」という極めて厳しい在庫圧縮の指示がなされており、増産に伴う在庫増が許されない状況にあった。また、タテホ化学工業における連結売上高が100億円を下回る見通しであり、売上に対するプレッシャーが生じていた。そこで、Cr氏と執行役員のW氏（以下「W氏」という。）は相談のうえ、前記のような在庫圧縮をしつつ在庫確保が求められるという矛盾を解消する方策として、製造途中の[]を社外に販売した形式をとることで、在庫を帳簿から消しつつ、売上を計上する以下のスキームを構築した。かかるスキームは、Ey氏が紹介した後記商社を介在させて実行された。

- ① タテホ化学工業が粉碎前の[]をR社へ販売した形式をとって一度目の売上を計上する。
- ② R社はBk社に販売し、同社を経由して加工業者へ粉碎を依頼する。
- ③ Bk社が、粉碎後の製品を、同社所有のままタテホ化学工業へ納入することで、タテホ化学工業では帳簿上は預かり在庫として扱う。
- ④ タテホ化学工業が最終顧客へ販売する際に、Bk社から再度製品を買い戻し、二度目の売上を計上する。

なお、商社間の取引は書面処理のみで、実際の製品移動や管理は全てタテホ化学工業が行っていた。

ウ 会計上の問題・影響額

(4) 工場における建設仮勘定に関する不適切な会計処理

本件は、[]工場建設工場に関連して、工場・設備の設計資料作成に係る外注費を建設仮勘定へ振り替えるという不適切な会計処理が行われたものである。

タテホ化学工業は、2024 年以降、[] 会社との間で [] 事業に関する協議を進める中で、[] 工場建設を検討しており、当該工場建設に係る設計費用につき、見込み額 8 百万円を販売費及び一般管理費として予算計上していた。[] Eh 氏（以下「Eh 氏」という。）は、同 [] 事業が事業化していない段階であったことから、建設仮勘定に入れて事業化した際に経費に落とす必要があると考え、2025 年 3 月期末に、工場・設備の設計資料作成の外注費 3 百万円を建設仮勘定に振り替える作業を行った。

ウ 会計上の問題・影響額

(5) 不適切な在庫の評価減による利益の先送り

タテホ化学工業は、2020年3月期の第3四半期において、同時点で計上する合理的理由がないにもかかわらず、 用の仕掛品につき56百万円の在庫評価減を先行して計上することにより、2020年3月期の第3四半期から第4四半期に利益を先送りした。

前記在庫の評価減は、[redacted] Id 氏により実行されたものである。2020 年 3 月期の第 3 四半期において、[redacted] 用の仕掛品につき 56 百万円の在庫評価減を計上した後、翌第 4 四半期では、一度戻し入れたうえで、再度同額が在庫評価減として計上されているが、Id 氏は当該処理を行った理由について合理的な説明をし

ていない。そのため、かかる在庫の評価減は実態に合致した損失処理ではないことが認められる。

ウ 会計上の問題・影響額

前記により、2020年3月期の第3四半期において56百万円の利益が過少に計上されていたと認められる。

(6) 不良在庫の損失先送り

ア 事案の概要

タテホ化学工業において、2019年3月期の決算に際し、[]の半製品在庫約333トンについて、販売見込みがなく不良在庫となっていることが判明し、本来であればその全額を評価損として処理すべき状況にあった。しかし、同社は、当該期の利益を予算値に合わせる目的で、滞留在庫の全量ではなく、一部である約116トン（約30百万円）分のみを評価損として計上した。これにより、2019年3月期の利益が意図的に調整されるとともに、残りの在庫に係る損失が翌2020年3月期に先送りされた。

イ 経緯・原因

タテホ化学工業では、製造過程で発生する[]について、過去には販売実績があったものの、受注が止まり、実質的に廃棄すべき不良在庫となっていたが、経理部門において受注停止の事実を認識しないままに通常の半製品として評価計上を続けていた。W氏がかかる事実を認識した頃には当該不良在庫は膨れ、2019年3月期末時点で、約333トンとなっていた。

しかしながら、2019年3月期はタテホ化学工業が当社海水カンパニーに参画してから最初の決算であり、[] Bg氏等からの「予算の未達も上振れも許さない」という強いプレッシャーが存在していた。そのような中、2019年3月期末の利益が想定される予算を約20百万円から25百万円程度上回る見通しとなったことから、[] Id氏は、予算超過分を相殺して予定どおりの予算に着地させるため、約100トン（約19百万円相当）分の不良在庫を損失処理すること[] W氏らに提案した。

W氏は、本来であれば不良在庫の全量を損失として処理すべきとの認識を持ちつつも、この提案を受け入れた。その結果、タテホ化学工業は、本来一括して処理すべき半製品在庫の損失処理を意図的に分割し、2019年3月期においては予算達成に必要な約116トン分のみを作業くず等として損失処理したうえで、残りの約217トンについては翌2020年3月期に損失計上した。かかる処理は、会計ルールを逸脱していることを認識したうえで行われたものと認められる。

ウ 会計上の問題・影響額

前記により、2019年3月期において48百万円の在庫評価損が過少に計上されていたことが認められる。

(7) 未実現利益消去漏れ

ア 事案の概要

タテホ化学工業が大連タテホから仕入れを行うグループ内取引に関し、連結決算上消去すべき未実現利益の会計処理を取り消すことにより2024年度上期において70百万円の利益が過大に計上された。

イ 経緯・原因

タテホ化学工業は大連タテホから製品の仕入を行っていたところ、グループ内取引による未実現利益については、連結決算上消去を行う必要がある。未実現利益消去の処理を行う際に使用すべき利益率は、大連タテホの売上総利益率である。

しかしながら、タテホ化学工業においては、未実現利益消去の処理を行う際、製品の仕入に係る運送費を含めた利益率が使用されていた。W氏は、2024年度上期において運送費が増大したことにより大連タテホの営業利益が赤字となったことを理由として、大連タテホ・タテホ化学工業間の取引により生じた未実現利益消去の処理の取消を行った。

本件の背景には、当社から子会社に対して恒常的に強い業績達成へのプレッシャーが存在していたと考えられる。当時、タテホ化学工業の代表取締役社長であったCh氏は、当社からの業績達成に対する強い要請を受けていると感じていた。また、[redacted] W氏も、Ch氏が当社からの指摘に言及しつつ部下に対して働きかけを行っていたことから、間接的に当社からの業績達成へのプレッシャーを感じていた。

W氏は、前記処理を行うに当たって、当該処理は会計上問題はないとの認識であったと述べている。前記のとおり、2024年上期以前は未実現利益消去の処理を行う際に、大連タテホの売上総利益率を用いて未実現利益消去の処理を行っていたが、2024年上期から唐突かつ合理的な理由なく製品の仕入に係る運送費を含めた利益率を使用したこと、2024年9月30日に、Ch氏からW氏に「経費の先送り（除却の先送りとかもやったよね？）など、会社として利益を向上させるために取った手段をまとめてくねますか？」とのメールが送信され、これに対しW氏から「添付が上期の営業利益の積み上げ明細です。・・・この他に大きな声で言えませんが[redacted]の再評価+19百万円 大連品の未実現利益消去の全額取り崩し+69万円（大連タテホの営業利益がマイナスの為）」との返信がなされていることを踏まえると、W氏は、通常であれば行わない会計処理を行うことで利益を捻出していたことに対する一定の後ろめたさを感じていた可能性も窺われるものの、W氏が、前記処理が会計ルールから逸脱していることを認識していたことまで認めるに足る証拠は検出されなかった。

ウ 会計上の問題・影響額

前記により、2024年9月期において70百万円の利益が過大に計上されていたと認められる。また、2025年3月期以降においても同様の処理を行っていたことにより、2025年3月期において74百万円、2025年9月期において4百万円の利益が過大に計上されていたと認められる。

（8）原材料の評価損の戻入

ア 事案の概要

タテホ化学工業は、原材料の在庫について2021年9月に備忘価額への評価減を行うとともに、適切なタイミングで再評価を行わず、業績の悪かった2024年9月に再評価を行い評価損を戻し入れることで在庫評価額を上げ、費用（原価）を減らすことにより、19百万円の営業利益を計上した。

イ 経緯・原因

タテホ化学工業においては、在庫の洗替処理は事業年度の終了する毎期3月に行われていた。ところが、2021年9月において、[redacted]について、窯業用の販売

減少と保管中の吸湿や凝集等による品質劣化で、肥料用途への転用等代替用途も見込めないことを理由に備忘価額まで評価が引き下げられた。そして、その後需要が復活したにもかかわらず、再評価を行うことなく備忘価額による評価が放置されていた。かかる状況の中、W氏は、2024年9月期に係る在庫の再評価を行い、評価損を戻し入れた。このタイミングで在庫の再評価を行うことについて、会計上合理的な理由の存在は認められない。

W氏は、2024年9月に評価損の戻し入れを行うに当たって、前記(7)・イと同様、当該処理は会計上問題はないと思っていたと述べており、予算達成のプレッシャーがあったことは認めつつも会計ルールからの逸脱を認識していたことは否定している。

この点につき、①評価損計上及び再評価が行われた2021年9月及び2024年9月は、いずれについても本来在庫の洗替を行うことのないタイミングであること、②2024年9月の時点で再評価を行ったことについて合理的な理由が認められないことを踏まえると、通常であれば行わない会計処理がなされたことは認められ、さらに、③前記のとおり、2024年9月30日に、Ch氏からW氏に「経費の先送り(除却の先送りとかもやったよね?)など、会社として利益を向上させるために取った手段をまとめてくれますか?」とのメールが送信され、これに対しW氏から「添付が上期の営業利益の積み上げ明細です。・・・この他に大きな声で言えませんが[]の再評価+19百万円」との返信がなされていることを踏まえると、W氏は、通常であれば行わない会計処理を行うことで利益を捻出していたことに対する一定の後ろめたさを感じていた可能性も窺われるものの、W氏が、前記処理が会計ルールから逸脱していることを認識していたことまで認めるに足る証拠は確認されなかった。

ウ 会計上の問題・影響額

前記により、2024年9月期において19百万円の利益が過大に計上されていたと認められる。

8 プリンテック

株式会社プリンテック(以下「プリンテック」という。)は、当社の完全子会社であり、神奈川県厚木市に本社を置く。現在の代表取締役社長は、Eu氏(以下「Eu氏」という。)であり、資本金2億50百万円、売上高40億円、従業員数66名である。

プリンテックの主な事業内容は、精密電子回路加工材料及び加工品の製造・販売である。

(1) 棚卸資産の過大計上

ア 事案の概要

2022年8月、プリンテックが利用している生産管理システムのプログラム上の不具合を原因として、2021年3月から2022年8月までの間に、帳簿上の仕掛在庫の数量と実際の仕掛在庫の数量に差異が生じていること(以下「本件差異」という。)が発覚した。帳簿上の在庫金額は、実際の在庫金額よりも1億13百万円過大に計上されている状態となっていた。

本来であれば、前記発覚後、直ちに修正処理を行う必要があったが、当時の代表取締役社長であったFb氏(以下「Fb氏」という。)及びEu氏(当時は経営管理部[])ら4名で協議を行った結果、一括で修正処理を行うことでプリンテックの利益に大きな影響が生じることから、これを回避するために分割して修正処理をすること

が決定された。その結果、2022年9月から2025年3月にわたって費用計上による修正処理が行われている。

イ 経緯・原因

プリンテックでは、2021年3月以降、回路製品部の製品の管理のために用いている生産管理システムを、従前利用していたシステム（以下「旧システム」という。）から新たなシステム（以下「新システム」という。）に変更した。新システムへの移行後、プリンテックでは、回路製品部が新システムを用いて出力した帳簿在庫データ（数量・価格に関する情報を含む。）を、経営管理部に提出したうえで、経営管理部が当該データを会計ソフトに入力して会計処理を行っていた。それと同時に、回路製品部内では、新システムから出力することができる現物在庫データ（数量・価格に関する情報を含む。）を用いて、在庫の実計数量及び金額を管理していた。

新システムへの移行前の同年2月、回路製品部では、新システムへの移行に先立って、旧システムと新システムの在庫データに差異が生じないか確認するために、旧システムと新システムの両方を用いて検証を行ったところ、結果に差異は生じず、帳簿在庫データと現物在庫データとの間にも差異はなかった。そこで、同年3月以降は、新システムのみを用いて在庫管理及び会計処理を行っていたところ、2022年8月、回路製品部の担当者が本件差異に気づき、本件が発覚した。

プリンテックが新システムの提供元会社に対して原因究明を依頼したところ、新システムにおいて特定の条件下で、受入検収処理を実施しても、未検収在庫として帳簿用の仕掛在庫一覧表に出力されるという不具合が原因で本件差異が生じていることが判明した。

本件については、発覚時にFb氏ら上層部にも順次報告され、Fb氏、Eu氏、At氏及びEs氏ら4名で本件差異の処理について協議が行われた。当該協議の中では、本件発覚時までにおける本件差異の合計額は1億円以上に及び、プリンテックの収支状況に鑑みると一括で修正処理をするとあまりにも影響額が大きいこと、当社から前年よりも売上・利益を上回るようにしなければならないという指示・プレッシャーを受けていたことから、将来的に利益が生じた時期ごと（例えば、半期ごと等）に、その時の利益に照らしながら分割して費用計上するしかないとの結論に至り、Fb氏がその方針で本件差異を処理していくことを最終決定した。

そして、2022年9月から2025年3月までに、前記決定に基づき複数回にわたって本件差異について費用計上することで修正処理が行われており、2026年1月現在における本件差異の合計額は55百万円となっている。当該修正処理に関する仕訳入力にはEu氏が直接行うか、Eu氏が経営管理部に指示して行わせていたとのことである。

本件発覚後、Fb氏らは本件について、当社に対して報告していない。その理由は、前記のとおり、当社からは前年よりも売上・利益を上回るようにとのプレッシャーが非常に強く、当社に報告できるような状況ではなかったからとのことである。

ウ 会計上の問題・影響額

2021年3月より棚卸資産が実在庫より徐々に過大に計上され、2022年8月において1億13百万円過大となった。その後分割して損失処理されたことから、棚卸資産が2022年8月末において1億08百万円、2022年9月末から2023年2月末において98百万円、2023年3月末から2024年2月末において83百万円、2024年3月末から2024年8月末において60百万円、2024年9月末から2025年2月末において

57 百万円、2025 年 3 月末から 2025 年 7 月末において 54 百万円過大に計上されている。

(2) 架空の資産計上による利益調整

ア 事案の概要

2023 年 3 月、Eu 氏が、2022 年度におけるプリンテックの利益が目標値に達していなかったため、47 百万円の架空の在庫を計上し、不正な利益調整を行った。

イ 経緯・原因

プリンテックは、2022 年度における目標利益を約 3 億 50 百万円としていたところ、売上については実績が目標値に達したものの、利益については、予算設定時に原価率を低く見積もっていたことが原因で実績が目標値に達しない見込みであった。プリンテックでは、利益を非常に重視していたことから、Eu 氏は、同年度の利益を目標値に到達させるべく、経営管理部に指示して仕訳を入力させることによって、47 百万円の架空の在庫を計上したものである。

Eu 氏がこのような行為に及んだのは、前記(1)・イ記載のとおり、当社からの売上・利益に関するプレッシャーが非常に強かったことに加え、Eu 氏として目標を達成することができなかったという責任を感じていたこと、また、前記(1)記載のとおり、同時期に本件差異についての修正処理を行っており、利益を調整しても当社には発覚しないのではないかと考えたことが理由であるとのことである。なお、当該利益調整については、Fb 氏を含め他社には相談・報告することなく、Eu 氏が単独で判断したものである。

ウ 会計上の問題・影響額

架空の資産計上により、棚卸資産が 2023 年 3 月末から 2025 年 7 月末において 47 百万円過大に計上されている。

(3) 不適切な科目振替

ア 事案の概要

監査法人による実地棚卸への立会いに先立ち、前記(1)及び(2)記載の行為によって生じていた棚卸資産の過大計上が発覚することを回避するため、不適切な勘定科目の振替処理を行った。

イ 経緯・原因

前記(1)及び(2)記載の行為によって、プリンテックの帳簿上の棚卸資産と実際の棚卸資産には 2025 年 3 月時点において合計約 1 億 02 百万円の差異が生じていた。Eu 氏は、2025 年 9 月に監査法人が実地棚卸に立ち会い、調査が行われるとの連絡を受け、現状のままでは前記(1)及び(2)記載の行為が発覚すると考え、これを回避するために勘定科目の振替処理を行うことを決定し、Fb 氏にも報告した。具体的には、同年 7 月に仕掛品から原料貯蔵品に振り替え、また、同年 8 月に原料貯蔵品から売掛金に振り替えることとした。

ウ 会計上の問題・影響額

売掛金が 2025 年 8 月末において 1 億 02 百万円、9 月末において一部が費用処理されたことから 98 百万円過大に計上されている。

9 AW アグリ&フーズ

エア・ウォーターアグリ&フーズ株式会社（以下「AW アグリ&フーズ」という。）は、北海道を拠点にハム・デリカ製品を製造していた春雪さぶーる株式会社（現：AW アグリ&フーズ及び大山ハム株式会社。以下「春雪さぶーる」という。）と、Be 社から AWI グループに参画していた大山ハム株式会社（以下「大山ハム」という。）が、2021 年に事業統合して発足した会社であり、AWI の社内カンパニーであるアグリ&フーズグループ傘下の中核事業会社である。統合後は、大山ハムが行っていたハム・ソーセージ製造販売事業は、AW アグリ&フーズ内の一事業部門として運営されていた。なお、現在は、2025 年 10 月の組織再編により、再度、大山ハムが新設され、統合前の大山ハムが行っていた事業が移管された。

AW アグリ&フーズは、国内外から調達した原材料を用いた加工食品の製造・販売及び食品流通事業を主たる事業としており、主な製品としては、ハム・ソーセージ、ベーコン、焼き豚等の畜肉加工品を取り扱っている。

北海道の春雪さぶーる由来のブランドと、大山ハム由来のブランドを展開し、家庭用から業務用まで幅広く製造販売を行っている。

（１）[redacted] (Bm 社) に関連する商流への介在

ア 事案の概要

アグリ&フーズグループに属する子会社である、AW アグリ&フーズ、北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社（以下「北海道 AW アグリ」という。）において、[redacted] 年 [redacted] 月期、連結売上高 1 兆円目標の必達に向けた Fg 氏による指示に基づき、Be 氏（以下「Be 氏」という。）や Cu 氏（以下「Cu 氏」という。）ら主導のもとで、[redacted] Bm 社（以下「Bm 社」という。）等との間で不正な取引スキームを構築したものである。具体的には、実質的な商品移動や在庫リスクを伴わないで商流へ形式的に介在することで経済合理性のない帳合取引を行い、売上の嵩上げを実施した。

イ 経緯

（ア）Fg 氏による 1 兆円売上目標達成に向けた取り組みに係る指示

当社グループでは、Fg 氏の意向により、[redacted] 年 [redacted] 月期連結売上高 1 兆円の達成が目標として掲げられていたところ、[redacted] 年 [redacted] 月頃、同目標の達成が危ぶまれる状況となったため、各部門に対して売上見込数値の必達が強く求められていた。同時期、アグリ&フーズグループにおいても、売上目標の達成が厳しくなる中で、Fg 氏から、アグリ&フーズグループにおいても、目標の売上を工面するよう指示がなされた。そして、[redacted] Be 氏及びアグリユニット [redacted] 株式会社九州屋（以下「九州屋」という。）社長の Cu 氏は、かかる指示を受けて、[redacted] [redacted] Bm 社との関係を活用し、同社の既存商流に AW アグリ&フーズや北海道 AW アグリを介在させることで、後記（イ）に詳述する売上を嵩上げするスキームを立案のうえ、Bm 社の Fa 氏の協力を取り付けた上で、AW アグリ&フーズや北海道 AW アグリの実務担当者に指示をして、同スキームを実行させた。

さらに、[redacted]

[redacted] Ax 社及び Ai 社（以下「Ai 社」という。）が同スキームに協力することになった。

a Bm 社 > Ag 社の商流への介在

当該取引において、Bm 社と Ag 社間ではスマートクラウドを通じた受発注が行われ、商品は Bm 社から Ag 社へ直送されており、AW アグリ&フーズは在庫リスクや物流等の実質的な機能を一切果たしていなかった。そして、AW アグリ&フーズは、Bm 社から送付された請求明細データに基づき、Ag 社に対して自社名義の請求書を発行し、Ag 社から入金された代金から手数料相当額を差し引いた金額を Bm 社へ送金するという事務処理のみを担当していた。

b Ai 社 > Ax 社 > Ai 社の商流への介在

当該取引において、AW アグリ&フーズは在庫リスクを負ったり物流等の実質的な機能を果たしたりせず、Ai 社から送付された支払通知書や請求明細データに基づき、Ax 社及び Ai 社に対して自社名義の請求書を発行する事務処理のみを担当していた。

c 北海道 AW アグリによる Bm 社の仕入・物流商流への介入

当該取引において、北海道 AW アグリは在庫リスクを負ったり、発注調整や運送業務等の実質的な機能も果たしたりすることなく、商品は仕入先から Bm 社社へ直送されていた。そして、北海道 AW アグリは、仕入先からの請求額に対し、税別売上高の約 [] 相当の手数料を上乗せして Bm 社に販売（請求）する事務処理のみを行い、本来であれば手数料相当額のみを計上すべきところ、当該仕入・配送費用の全額（総額）を売上として計上していた。

176

(ア) はじめに

しかしながら、以下に述べるとおり、当時のメールやチャット等の客観的証拠に照らせば、本件取引は、Fg氏による売上目標必達の強い意向を受け、Be氏やCu氏が主導して、売上高を工面するために組織的に実行されたものであると認められる。

認定の根拠として、[]年[]月[]日、Cu氏が、Be氏、北海道AWアグリ社長宛て（CcにAWアグリ&フーズの実務担当者が追加）に送信した以下のメールがある。このメールにおいて、Cu氏は、Bm社との間で合意した約[]円の上伸長施策について、それがFg氏の指示に基づくものであることを明記している⁴⁶。この点、Cu氏は、当該メールに記載されている具体的な商流についてはBm社のFa氏から提案を受けながら決定したものであるため個別具体的な商流までFg氏が認識していたわけではないが、Fg氏からはBm社のFa氏と話をし郵合に入るよう指示を受けていた旨供述している。

*会長からのご指示の通り 会計上は各社に入れますが、見え方は売上
伸長施策で外しておきます。

$$Fg \text{ 氏} \rightarrow Fa \text{ 氏}$$

177

【 年 月 日】

Fa 氏→Fg 氏

Fg 氏→Fa 氏

Fa 氏→Fg 氏

【 年 月 日】

Fa 氏→Fg 氏

Fg 氏→Fa 氏

これらのやり取りからすれば、Fg 氏は、売上 1 兆円目標達成のために、Bm 社の商流を利用して当社の売上を伸長させることを企図して、Cu 氏に対して、Bm 社の Fa 氏とともに売上伸長の施策に取り組むよう指示していたものと認められる。Fg 氏が、前記イ・(イ)で述べた取引スキームを具体的に認識していたとまで認定することは困難であるものの、 年 月前後の時期において、 1 か月から 2 か月程度の短期間で当社に 円もの売上を積み上げさせる取組みであったこと、また、Fg 氏と Fa 氏との間の SMS のやり取りの中に、「Ai 社の売上一部を AW 通せないか」という帳合取引を連想させるものが含まれていることに照らせば、Fg 氏において、Bm 社の商流を利用した取引が経済的実体を伴わないものであることを認識していたものと認められる。

エ 会計上の問題

前記(1)・ウのとおり、Fg 氏、Be 氏及び Cu 氏は、意図的に商流介入を実行したものである。

このうち、a 及び c 記載の取引では、AW アグリ&フーズ及び北海道 AW アグリが合計約 円を利益計上しているが、当該利益分については、その後九州屋を通じ、 年 月から 月における Bm 社からの仕入金額に加工賃を上乗せし、結果として販売単価を減額する方法で、Bm 社に対して返還している。

b 記載の取引では、AW アグリ&フーズには利益が一切発生しておらず、また、2023 年 2 月頃に合意されたスキームを 年 月まで遡及して会計処理を行っている。

■■■■月末時点で■■■■円の売上及び売上原価が過大計上となっている。

(3) 廃棄済み在庫の在庫データの利用及び社内移動を外部売上と仮装した架空売上計上

ア 事案の概要

AW アグリ&フーズ(現大山ハム)■■■■(管理区分上は、■■■■と■■■■が併設、以下「■■■■」という。)において、■■■■年 月 期、当時の■■■■が、売上予算必達のプレッシャーから、部下である■■■■に指示して、顧客に対し、既に廃棄済みの在庫や手元の実在庫の社内移動を利用した架空売上(合計約13百万円)を計上したものである。なお、当該売上のうち廃棄済み在庫を利用した分(約7百万円)については翌期の架空の返品処理による売上取消を実施することもできず長期滞留債権として残存することとなった。

イ 経緯

(ア) 売上目標必達のプレッシャー

AW アグリ&フーズ■■■■においては、営業本部に対して毎週、売上見込の報告を行っていたが、2025年の年明け頃から、期末(3月)に向けて、一度報告した売上見込を翌週に下げることや、予算未達の数字を報告することが許されない状況となっていた。このような状況下で、■■■■は、3月末の売上着地見込みが予算を下回ることが確実な情勢となったため、その未達差異を少しでも埋めるために架空の売上を計上することを決意した。

(イ) 部下への指示と架空売上の計上

■■■■は、部下である■■■■に対し、架空売上の計上を指示した。具体的には、不定期で取引を行っていた顧客を利用し、実際には廃棄済みで手元にない賞味期限切れの在庫(帳簿上のみ商品コード、登録原価等が残存していた在庫)や、■■■■、外部寄託倉庫、自社倉庫にある在庫を用いて、相手方の発注や合意がないまま、売上傳票のみを起票させた。この指示に基づき、2025年3月25日付け及び3月31日付けで、合計約13百万円の架空売上が計上された。

同■■■■は、これらの売上について、翌月4月以降に返品処理(赤伝票の起票)を行うことで取消を行うことを想定しており、実際に、賞味期限内の在庫を利用した分(約634万円)については翌期首(2025年4月1日他)に返品処理が行われた。一方、既に廃棄済みで実在庫が存在しなかった分(約706万円)については、返品処理を行うことができず、長期滞留債権として残る結果となった。

架空売上 (単位：千円)

架空売上先	計上日	売上高	売上原価	粗利
Ad 社	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
Bx 社	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
Ai 社	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
合 計		13,409	10,648	2,760

架空返品
(円)

(単位：千

架空売上先	計上日	返品	売上原価	粗利
Ad 社				
Bx 社				
Ai 社				
合 計		△6,344	△5,088	△1,256

※ 返品処理に係る売上原価の調整は、2025 年 4 月末在庫及び 8 月末在庫に反映する形で実施されている。

長期滞留売掛金

(単位：千円)

架空売上先	時点	売掛金
Ad 社		

Ad 社（以下「Ad 社」という。）向け架空計上は、一部（197 千円）のみ実在庫を引当てて架空売上を計上し、残り大部分 [] について廃棄済在庫の商品コード、登録単価を引当て、実際の在庫移動がないまま架空売上が計上された。販売管理システム [] で廃棄処理を実施した場合、在庫データが無くなるため、在庫データの無いものを引当てて売上計上することはできないが、在庫データが残っていて現物がない場合（現物は廃棄しているが [] 上、廃棄処理が実施されていない場合）は、その在庫データを使用して架空売上計上処理が可能であったとのことである。廃棄済在庫の引当て分による架空売上については、返品処理を実施することができないまま長期滞留売掛金として残った。

Ai 社向け架空売上は、[] 年 [] 月 [] 日に大山ハム [] から出荷され、本来であれば [] の外部寄託倉庫（B1 社）の在庫計上としてすべきところを、在庫の払出を仮装し売上計上し、翌 [] 月 [] 日に返品処理により戻入が行われていた。売上計上に伴う在庫払出しを仮装するために、[] 月 [] 日現在の在庫明細データから架空売上に対応する在庫が除外されていた。

Bx 社（以下「Bx 社」という。）向け架空売上は、[] 年 [] 月 [] 日に外部寄託倉庫（Bg 社）にあった在庫を売上計上処理し、翌 [] 月 [] 日に返品処理により戻入が行われていた。売上計上に伴う在庫払出しを仮装するために、[] 月 [] 日現在の在庫明細データから架空売上に対応する在庫が除外されていた。

ウ 会計上の問題

前記のとおり、[] は、意図的に架空売上を計上したものである。

架空売上 13 百万円のうち [] 円相当は外部の倉庫業者に冷凍保管されていた賞味期限内の商品を Ad 社（不定期取引のある賞味期限切れ間近の商品の買取業者）向けに、また、得意先マスタに登録された通常取引先（Bx 社、Ai 社）を「売上その他口（雑口）」に振り替えた上、得意先からの実際の注文もないまま、得意先に対する商品の移動、出荷、引渡し、納品書発行等もないまま社内的に売上傳票を起票、承認することのみにより売上を計上しており、実態を伴った取引ではなく完全な架空売上であった。さらに架空売上 13 百万円のうち残り [] 円（全額 Ad 社向け）は、販

売管理システム（ ）上、実際は廃棄済であるが登録データが削除されていない在庫データのみを使った架空売上計上であった。

監査法人による 2025 年 4 月 21 日のアグリ&フーズ への往査に際しては、Ad 社向け 年 月 日付けの架空売上取引が、監査手続における売上取引に係るサンプルチェック対象として選定されていた。その際は、サンプル抽出の連絡を 2025 年 4 月 23 日に受けた後、4 月 25 日までに指定された証拠の偽造行為が実行され、 の自宅から への FAX 送信等の偽装工作が実行された。Ad 社が発行したものとして偽造された発注書、偽造された検収通知書が の監査法人窓口担当者を通じて監査法人に提出されていた。また、2025 年 12 月には、Ad 社を含む「売掛金その他口（雑口）」に関して、得意先マスタ未登録の内容、マスタ未登録の理由等に関する質問を受けていたが、適切な回答が実施されていなかった。そのうち Ad 社については、従来より不定期とはいえ 1 回 10 万円程度以上の取引が発生し、現金取引ではなく掛け売りの取引先であるため、「売掛金その他口（雑口）」内での管理ではなく、得意先マスタ登録が必要ではないか、という指摘を監査法人担当者から受けていたとのことであった。Bx 社及び Ai 社は、得意先マスタに登録された通常の取引先であったが、 年 月 日の架空売上計上、 年 月 日の架空返品処理においては、「売掛金その他口（雑口）」明細の中に含めて記載されていた。 年 月の一連の架空売上取引に関しては、監査妨害行為があったといえる。

さらに、特別調査委員会に対する資料提出、説明においても 2025 年 12 月 12 日締切（当時）に社内リエンシー制度を利用して最初に提出された 年 月の架空売上明細上は、全てが Ad 社向けのものとして記載されていた。当委員会との面談において は、Ad 社向け以外に他の架空売上の計上はないと説明していたが、2026 年 1 月 21 日に提出されてきた資料（売掛金その他口明細書）を確認したところ、当初全額 Ad 社向けとされていた架空売上の一部は Bx 社及び Ai 社向けの架空売上であることが判明した。さらに 2026 年 1 月 30 日に 2 回目に提出された訂正後の架空売上明細において、売上先は Ad 社、Bx 社、Ai 社に区分して記載されていたが、返品処理計上先は全て Ad 社のままとされており当委員会の指摘によりさらなる訂正が必要となった。

（４）在庫不明差異の繰延

ア 事案の概要

AW アグリ&フーズ MIKATA 事業部において、2024 年 6 月末から新販売管理システム が本稼働したところ、操作の不慣れにより、 における在庫不明差異が 1 億 71 百万円（過大）発生してしまい、2025 年 1 月時点でその差異を認識したが、2025 年 3 月期末に処理をすることなく翌事業年度に繰り延べたという事案である。

イ 経緯

AW アグリ&フーズ MIKATA 事業部において、2024 年 6 月末に新販売管理システム の本稼働を開始したが、試験導入期間を含む同年 4 月から 12 月の累積で、 における在庫不明差異が 1 億 71 百万円（過大）発生した。在庫不明差異の発生原因は、 操作の不慣れさに起因する処理の誤りであった。

AW アグリ&フーズ本社側は、2025 年 1 月、MIKATA 事業部との打ち合わせにおいて、在庫不明差異の存在を認識した。しかし、当時、AW アグリ&フーズは業績不

振のため業績目標達成へのプレッシャーがあり、処理できる状況になかったため、当該差異の費用処理を翌期へ先送りすることとした。その結果、2025年3月期末時点で存在していた約1億69百万円の差異の処理が、翌事業年度に繰り延べられた。

ウ 会計上の問題

前記のイのとおり、AWアグリ&フーズにおいてMIKATA事業部[]における在庫不明差異認識して以後も、当期の業績状況を鑑み意図的に期末の処理を先送りし、翌事業年度に繰り延べたものである。

AWアグリ&フーズでは、2024年12月末時点で在庫不明差異が1億71百万円発生していることを2025年1月に認識しており、その後当該差異は変動して2025年3月末時点では1億69百万円となっていたが、当該差異を売上原価に振り替えるべきところ、在庫として計上し続けていた。翌事業年度の2025年9月に売上原価計上を行い、差異は解消されている。

10 プレシア

株式会社プレシア（以下「プレシア」という。）は、1994年10月に設立された会社で、2016年10月に当社グループ会社となり、同社のアグリ&フーズグループの管理下にある。

プレシアの主な事業内容は、洋・和菓子製造販売、洋・和菓子ショップ経営で、製造工場として本社工場（神奈川県厚木市）、埼玉工場（埼玉県大里郡）、福岡工場（福岡県筑後市）の3つの工場を保有する。2025年3月期の売上高は106億28百万円、同期の営業利益はマイナス1億23百万円である。

（1）福岡工場における2016年から2020年までの在庫過大計上について

ア 事案の概要

2016年4月頃から2020年12月にかけて、株式会社福岡プレシアの[]（以下「[]」という。）⁴⁷において、同工場の工場[]（以下「本件工場[]」という。）が、当時株式会社福岡プレシアの代表取締役社長であったDo氏（以下「Do氏」という。）から利益改善を求めるプレッシャー等を受け、会計上の利益改善の目的で、意図的に、生産管理[]に指示し、棚卸の結果をまとめた棚卸報告書上の在庫数量の水増しを行わせ、よって棚卸資産（洋菓子の製品及び原材料等）の過大計上が継続的に行われていたものである。

イ 経緯・原因

プレシアにおいて、実地棚卸の正式な手続は、製造課各ラインの責任者が月末に棚卸を実施し、その結果を棚卸原票（紙媒体）に記載したうえで、これを生産管理[]に提出し、生産管理[]は、当該棚卸原票の内容を会計システムに入力し、その集計結果を棚卸報告書として工場[]及び本社に報告する運用となっていた。

この中で本件工場[]は、製造課各ラインから提出された実地棚卸の結果を確認した後、目標とする在庫金額を記載した紙を生産管理[]に手渡し、その金額に合致するように在庫の数値を調整するよう命じる。それを受け、生産管理[]は、調整対象となる具体的な品目及び数量を自身の判断で選定し、棚卸報告書上の在庫数量を水増しすることで棚卸資産を過大計上する操作を行った。

⁴⁷ 株式会社福岡プレシアは、当時プレシアの子会社であり、2019年4月にプレシアと合併している。そのため、2019年4月以降はプレシアが[]を保有、運営している。

そして、工場での実地棚卸の結果を本社に報告する前の最終チェック者は本件工場であったため、数年にわたり当該操作を実施することが可能であり発覚しなかった。

前記のような不適切な会計処理が行われた原因について、本件工場本人は既にプレシアを退職済みであり、当委員会としての同人のヒアリングを実施できなかったが、2021年1月発覚当時に行われたプレシアによる同人のヒアリングによれば、当時本件工場は、Do氏から、利益改善についてのプレッシャー等を受けており、同社長の発言を棚卸操作の示唆と感じる精神状態にあり、結果的に業績回復の逃げ道として棚卸資産の過大計上という不適切な処理を実行した旨述べている（ただし、後任の工場はDo氏から特段プレッシャーのようなものを受けたことはない旨述べており、同社長から前記の指示を行った本件工場へのプレッシャー等を実際に見聞きした旨述べる者は見受けられなかった。）。

ウ 会計上の問題・影響額

前記第7・10（1）イのとおり、前記の在庫数量操作は、工場及びその指示を受けた生産管理によって意図的に行われたものと認められる。

前記の在庫数量操作により、2017年3月期から2020年12月まで累計62百万円棚卸資産が過大計上となり、それに伴い売上原価が過少計上であったと認められる。

（2）工場売却時の売却損計上漏れ等について

ア 事案の概要

2021年11月にプレシアが売却した土地建物の会計処理について、当社グループが採用するIFRSと日本会計基準による土地簿価に関する計上金額の違いから、連結財務諸表上49百万円の売却損過少計上が発生していたことが2024年12月に発覚した（ただし、意図的に行われたものとまでは評価することはできない。）。

さらに、本来であれば、前記発覚後、直ちに前記過少計上の修正処理を行う必要があったが、プレシアの社長であるEj氏（以下「Ej氏」という。）及び同社の常務取締役であるDh氏（以下「Dh氏」という。）において協議を行った結果、2024年度は業績が悪化していたこと等から、前記修正処理を行うことで更に会計上業績が悪化して見えることを避ける目的で、意図的に、かかる修正処理を怠り、2025年度に先送りしたものである。

イ 経緯・原因

2024年12月末頃、経理担当者の変更に伴い過去の会計処理の見直しを行っていた中で、2021年11月7日に当時プレシアが保有していた新杵工場（所在地：）の土地建物を売却した際の会計処理において、当社グループが採用するIFRSに照らせば売却損41百万円とすべきところ、日本会計基準に従って売却益8百万円として計上されていることが判明し（49百万円分の差異⁴⁸）、経理担当者は前記事実をEj氏及びDh氏に報告した。

しかし、Ej氏及びDh氏において協議を行った結果、2024年度は業績が悪化しており、2025年1月、2月も見込みよりも業績が悪くなる予測となっていたことか

⁴⁸ IFRS適用に伴い、一部の有形固定資産について、IFRS移行日時点の公正価値をみなし原価として使用することによって（IFRS第1号）、日本会計基準とIFRSとでは当該有形固定資産の帳簿価額の算定額に差異が生じる。

ら、前記修正処理を行うことで更に会計上業績が悪化して見えることを避けるため、直ちに修正処理を行わず、2025年度に実施することを決定した。

当初売却損益の誤りが生じた原因として、プレシアにおける当時の会計処理は、まずプレシアにおいて日本会計基準に従った処理を行い、その後当社グループの中でプレシアと同じアグリ&フーズグループに属する春雪さぶーにおいてIFRSに沿った調整を行う方法が採られており、かかるIFRSに沿った調整が漏れた可能性があるが、当時の会計処理の詳細を把握している者がおらず、詳細は不明である。

その後修正処理の先送りが行われた理由について、Ej氏は、会社の代表として赤字決算というのは相当重いことだと考えており、49百万円ものマイナス修正はインパクトが大きかった旨、当社グループの各社社長で行われる月次会議において、高い頻度で「数字を変えるにはどうするんだ。挽回策を出してくれ。」と言われていたが、急激に数字を変化させる方法がなかった旨、当時Ej氏は当社グループのアグリ&フーズグループのフーズユニット■を兼務しており、ユニット■が受け持っている会社が赤字というのはあり得ないという気持ちもあった旨述べている。

ウ 会計上の問題・影響額

前記(2)イのとおり、当初売却損益の誤りが生じた原因については、当時の会計処理の詳細を把握している者がおらず、詳細は不明である。そのため、現時点で確認できる資料上、かかる処理誤りがプレシア関係者によって意図的に行われたものとまでは評価することはできない。

他方で、前記の処理誤りの発覚後、会計上、直ちに前記過少計上の修正処理を行う必要があったが、Ej氏及びDh氏は、前記修正処理を行うことで会計上更に業績が悪化して見えることを避ける目的で、意図的に、かかる修正処理を怠り、2025年度に先送りすることとしたものである。

前記、土地売却時点の処理誤り及び発覚後の修正処理先送りにより、2022年3月期における土地売却に係る損失が49百万円過少計上となっている。

(3) 2024年原価補正仕訳について

ア 事案の概要

2024年9月度において、プレシア経理担当者が、当時AWアグリ&フーズの管理本部■としてプレシアの経理にも関与していたGf氏(以下「Gf氏」という。)から、標準原価計算における原価差異を棚卸資産に配賦する仕訳の入力を指示され、具体的な金額は経理担当者自身が試算表を用いて計算し、■円の「原価補正仕訳」(借方/製品、貸方/期末製品棚卸高)の仕訳を入力した。

その後、業務監査においてかかる「原価補正仕訳」の妥当性について指摘を受け、同経理担当者は、入力を誤ったものと判断し、処理誤りを理由として2025年3月に反対仕訳を計上し、取消の処理を行ったものである。

イ 経緯・原因

前記原価補正仕訳の入力について、経理担当者は、Dh氏を通じて、Gf氏から原価補正仕訳入力への指示があった旨述べている。その際、管理本部■から指示されたものの、具体的な方法が分からなかったため、Gf氏から原価調整の方法の指示を受けたが、具体的な金額は経理担当者自身が試算表を用いて決定し、入力を行ったとのことである。また、入力当時、原価補正仕訳の計上をした際は特に悪いことだとは思っていなかったとのことである。

他方、Dh氏はそのような指示を行った記憶はない旨述べているが、Gf氏は、具体的な記憶はないが、プレシアの経理から相談を受け、一般的な原価差額の処理（プレシアでは原価計算において標準原価計算を採用しているため、標準原価と実際原価との差額を処理する方法）についてのアドバイスを行った可能性はあり、今回指摘されている指示というものはかかるアドバイスを指していると思われる旨述べている。

そのうえで、経理担当者は、2025年3月の当社監査室による業務監査において「原価補正仕訳」の妥当性について指摘を受け、自身の判断で、自身が入力を行ったものと判断し、処理誤りを理由として2025年3月に反対仕訳を計上し取消の処理を行った。

ウ 会計上の問題・影響額

仕訳の名称は会社によって異なるものの、標準原価と実際原価との間に差額が発生した場合にかかる原価差異の処理の仕訳を行うことは一般的にあり得るものであり、詳細は不明であるものの、Gf氏の前記アドバイス自体が不正あるいは誤ったものであったとは判断はできない。

そのうえで、詳細は必ずしも明らかでないものの、経理担当者は、「原価補正仕訳」の入力当時、不正の意図を感じていなかった旨述べているところ、本件において同人はあくまでもGf氏の指示を受けて入力を行ったものにすぎず、あえて本件についてのみ虚偽の供述を行う理由も乏しいことから、同人の供述には一応信用性を認めることができる。そのため、本件は、Gf氏の一般的なアドバイスを経理実務担当者が誤って解釈し、結果として誤った処理が行われた可能性が否定できないものと思料する。

経理担当者の説明を前提とすれば、2024年9月末から2025年3月末の取消まで製品残高が4百万円過大計上されていたこととなる。

(4) 〇〇工場及び〇〇工場における2024年6月から2025年9月までの在庫過大計上について

ア 事案の概要

2024年6月から2025年9月にかけて、〇〇工場及び〇〇工場において、業績が目標に達しない場合に、Ej氏及びDh氏で協議のうえ、会計上の利益改善の目的で、意図的に、在庫の水増しを行わせ、よって、棚卸資産の過大計上が行われていたものである。

イ 経緯・原因

プレシアでは、2024年6月から2025年9月までの間、複数回に渡り、月次決算の仮締め作業完了後、Ej氏及びDh氏（経理担当者が参加する場合もある。）で協議が行われ、予算目標額までの不足利益額が確認され、その不足分を補填するため、〇〇工場及び〇〇工場の在庫を水増しすることが決定された（なお、〇〇工場については過去に前記（1）の問題が発生、発覚していたことから、対象外とされた。）。

かかる決定後、Ej氏及びDh氏から、経理担当者に対し、金額が具体的に指定されたうえで在庫金額を水増しするように指示がされた。その後、〇〇工場の場合は、経理担当者から、生産管理本部〇〇を通じて、棚卸担当者に同様に指示がなされ、棚卸担当者において棚卸報告書上で水増しが実行された。〇〇工場の場合は、経理担当者から、直接又は生産管理本部〇〇を通じて、〇〇工場の工場〇〇に同様の指示がなされ、同工場〇〇において水増しが実行された。

具体的には、■工場では、2025年4月及び同年5月の2回水増しが実行されており、水増し金額としては2025年4月が13百万円、同年5月が10百万円であった。■工場では、2024年6月、同年11月及び2025年5月の3回水増しが実行されており、水増し金額としては2024年6月が約5百万円、同年11月が10百万円、2025年5月が5百万円であった。

なお、その後、当該水増し分を修正するため、後の月で減額調整がなされており、その場合も同様の経路で指示がなされていた。具体的には、■工場では、2025年7月に約15百万円、同年9月に約8百万円の減額調整が行われ、■工場では、2024年12月に約3百万円、2025年6月に約12百万円、同年9月に約5百万円の減額調整が行われ、いずれの工場でも水増し分は解消されている。

ウ 会計上の問題・影響額

前記イの次第で、前記の在庫金額の水増しは、Ej氏及びDh氏の指示のもと、意図的に行われたものと認められる。

この水増しにより、2024年6月以降、2025年9月の解消まで累計約43百万円、棚卸資産が過大計上となり、それに伴い売上原価が過少計上であったと認められる。

(5) リベート概算計上の不適切な取崩及び概算計上の不実施について

ア 事案の概要

プレシアでは将来販売先に対して支払うべき売上リベートに備え、概算計上額を毎月未払費用に計上しており、その後実際の販売先からのリベート請求額がかかる概算計上総額を下回った場合には、直ちに当該過剰分を取り崩すこととされていた。

しかし、2023年5月から2025年5月にかけて、Ej氏及びDh氏で協議のうえ、会計上の利益改善の目的で、過剰であることが確定した未払費用の取崩を直ちに行わずに留保し、会社の業績の悪い月に取崩が行われていた。さらに、当該留保が残っていない場合には、本来毎月計上すべき売上リベートに備えた概算額を計上しないことにより、会計上の利益が操作されていたものである。

イ 経緯・原因

プレシアでは、一部販売先との間で取引量に応じたリベートが設定され、半期や1年ごとに当該リベートの確定額の請求及び支払が行われており、そのような将来のリベート支払に備え、販売先ごとに毎月取引量に応じたリベートの概算計上額を未払費用に計上している（毎月の取引量に、契約上又は慣習上定められたリベート率を乗じて算出する。）。もっとも、一部商品はリベート計算の対象外になること等もあり、実際の支払額は引当金の総額を下回ることが通常で、そうした場合には販売先からリベートの請求がなされた時点で、未払費用の過剰分を取り崩すこととされていた。

しかしながら、実際には、販売先からリベートの請求がされ、概算計上の過剰分が確定した後も、直ちに取崩を行わず（プレシアではこのように取崩を保留した未払費用の過剰分を「貯金」と表現しており、以下においても「貯金」という。）、その後業績が悪化した月にこの「貯金」を取り崩すことで、会計上の利益が操作されていた。具体的には、販売先からリベートの請求があった月には、経理担当者からその内容をDh氏に伝えるが、その際、当該月の業績に問題がない場合に、概算計上の未払費用の過剰分は直ちに取崩せず留保をしておく（「貯金を作っておく」）よう指示を受ける。そのうえで、月次決算の仮締め作業完了後、Ej氏及びDh氏でその結果を踏まえて協議を行い、業績が悪化している月には、経理担当者に指示し、「貯金」の取崩を行わせていた。このような「貯金」は現在の経理担当者が経理担当に就任した

2023 年以前から行われていたとの供述を得ており、利益操作目的での不適切な取崩は少なくとも 2023 年 5 月及び 2024 年 7 月に行われた。

さらに、業績が悪化した月に「貯金」が残っていない場合には、当該月の本来計上すべきリベート概算計上を行わないことで利益が操作されていた。具体的には、同様に月次決算の仮締め作業完了後、Ej 氏及び Dh 氏でその結果を踏まえて協議を行い、業績が悪化している月には、経理担当者に当該月のリベート概算計上を行わないよう指示がされていた。このような概算計上の不実施は、少なくとも 2024 年 11 月及び 2025 年 5 月に行われた。

ウ 会計上の問題・影響額

前記イの次第で、リベートの取崩の不適切な取崩及び概算計上の不実施による利益操作は、Ej 氏及び Dh 氏の指示のもとで意図的に行われたものと認められる。

2023 年 5 月及び 2024 年 7 月の不適切な未払費用取崩は総額 11 百万円、2024 年 11 月及び 2025 年 5 月に計上されなかったリベート概算計上の金額は総額 8 百万円である。

(6) 賞与引当金の未計上及び不適切な戻入

ア 経緯・原因

毎月計上されている従業員への賞与引当金について、業績が悪化した 2024 年 4 月頃から 2025 年 5 月頃にかけて、Ej 氏及び Dh 氏で協議のうえ、会計上の利益改善の目的で、当該月の賞与引当金の計上を行わず、又は賞与引当金の不適切な戻し入れを行ったものである。

イ 会計上の問題・影響額

前記アの次第で、前記の賞与引当金の未計上による利益操作は、Ej 氏及び Dh 氏の指示のもとで意図的に行われたものと認められる。

前記の利益操作により、2025 年 4 月及び同年 5 月に計約 1453 万円の賞与引当金が計上されず、2024 年 4 月から同年 10 月までの間に計 56 百万円が不適切に戻し入れられたと見られる。

(7) 研修費の分割計上について

ア 事案の概要

ブレスシアにおいて、2024 年 10 月から 2025 年 3 月までに発生した特定技能外国人に係る費用について、本来は各費用の発生時に一括して費用処理すべきところ、会計上の利益改善の目的で、それぞれ 2 年間に分割して計上する会計処理が行われていたものである。

イ 経緯・原因

ブレスシアでは 2024 年 6 月から特定技能外国人の受入れを開始しており、かかる特定技能外国人に係る関連費用（特定技能外国人の紹介、支援事業者への報酬、入国費用等）は各費用の発生時に一括して費用処理すべきものであった。

しかし、特定技能外国人の雇い入れの増加等により同年 10 月以降の前記費用の金額が急増したこと、当時会社の業績が悪化していたことを受け、Ej 氏と Dh 氏とで協議のうえ、会計上の利益改善の目的で、経理担当者に對し、2024 年 10 月分の前記費用を 2 年間に分割して計上するよう指示し、これを実行した（2 年間という期間は、

特定技能外国人各人について少なくとも2年間は就労するであろうとの予測に基づくものであった。)

さらに、翌月以降も、年度末の2025年3月請求分まで、Dh氏の指示のもと、経理担当者において、前記費用に関して同様の処理が毎月行われた。なお、2025年4月以降に発生した前記費用については、再び発生時に一括で費用処理する方法に変更されている。

ウ 会計上の問題・影響額

前記イの次第で、前記の分割計上は、Ej氏及びDh氏の指示のもと、意図的に行われたものと認められる。

2024年10月以降、24か月で按分する方法で分割計上の対象となった総額は19百万円であり、2025年9月末において11百万円が費用化されず前払費用及び長期前払費用に計上されている。

11 トミイチ九州

トミイチ九州株式会社(以下「トミイチ九州」という。)は、当社グループの農業・食品関連事業における九州地区の拠点として、2019年10月30日に設立された企業である。同社は、原料野菜の産地分散による安定供給体制の構築を目的に発足した。2021年6月には鹿児島県鹿屋市に農産物加工施設を新設し、九州地区での農産加工事業に本格参入した。現在は、当社が100%出資する連結子会社として、南九州エリアの農業基盤を活かした事業運営を行っている。トミイチ九州の事業構成は、九州産青果物の卸売と、それらを原料とする冷凍野菜の製造・販売を主軸としている。主な取扱品目として、南九州で収穫される大根、馬鈴薯、かぼちゃ、さつまいも等が挙げられる。同社は、農林水産省の[]補助金を活用した最新の加工施設を保有しており、特に業務用の冷凍大根おろしや冷凍カット野菜の製造に強みを持つ。

(1) 冷凍大根おろしの生産終了に伴う補助金返還に関する引当金計上の回避

ア 事案の概要

トミイチ九州において、2025年3月期(2024年度)決算において、同社が受給していた農林水産省、鹿児島県及び鹿屋市から受給していた合計約7億円の補助金を返還しなければならない確度が高かったにもかかわらず、2025年3月期の当社連結決算において、当該補助金返還義務に対する引当金は計上されず、結果として約7億円の過少計上が発生したものである。

イ 不適切な会計処理に至った経緯・原因

(ア) 補助金の受給

トミイチ九州は、2021年から2023年にかけて、同社近隣の指定産地から調達した指定産物[]を加工することを補助金の受給対象事業として、農林水産省からの「[]補助金」計6億12百万円、鹿児島県からの「[]補助金」23百万円及び[]からの「[]補助金」1億02百万円(以下前記合計7億38百万円の各補助金を併せて「本件各補助金」という。)を受給していた。

本件各補助金については、補助金事業の停止、特定の事業継続要件を満たさない第三者への譲渡、又は清算となった等の場合、当該補助金の返還義務が生じることとなっていた。

(イ) 生産活動停止の決定と補助金返還リスクの顕在化

その後、トミイチ九州は、冷凍大根おろしの生産事業を行っていたが、2024年4月15日、主力製品である「冷凍大根おろし」において[]、また採算性の確保も困難となった。これを受け、当社のアグリ&フーズグループは、2025年3月末をもって同社の生産活動を停止し、トミイチ九州の法人格又は工場等資産の売却を進める方針を決定し、このことは2025年3月の稟議で決裁された。

なお、2025年3月時点で具体的な補助金事業の承継先は確定しておらず、補助金事業の承継が見込まれない状況であった。

(ウ) 稟議書等の記載修正と担当者に会計基準の理解の誤り

2025年1月、当社連結管理室のFt氏（以下「Ft氏」という。）と、当社アグリ&フーズグループ企画管理本部[]の[]Gq氏（以下「Gq氏」という。）との間でメールにおいて、トミイチ九州の生産活動停止に関する稟議書の起案に係るやり取りがなされ、当該やり取りに係る当初の稟議書案には「補助金事業であり返済義務（約4億円）を負いますが」との記載があったが、Ft氏は、Gq氏に対し、当該記載を削除するよう依頼した。Ft氏は「事業売却の方向性が決まるまで返還義務は確定しておらず、確定していない事項を稟議書に断定的に記載すべきではない」との認識を持っており、また会計上、これを引当金ではなく、発生の可能性が不確実な偶発債務として認識していたため、引当計上は不要と判断していた。

その結果、最終的に承認された稟議書は、補助金について「所管である農水省九州農政局と協議致します」との記載にとどまり、返還義務の発生リスクに関する具体的な記述は修正された内容となった。

(エ) その後の経過及び監査法人の指摘

2025年8月、行政担当官の訪問により返還義務が生じる旨の説明を受け、返還が確実視される状況となった。

また、その後、Ft氏は、本調査及び2025年12月の監査法人との協議において、2025年3月末時点の状況に照らせば、会計基準上、引当金を計上すべき事象であったとの指摘を受け、補助金の返還義務に関する引当金を計上しなかった処理が誤りであったことが認識された。

ウ 会計上の問題・影響額

(ア) 会計上の問題

IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」14項から16項に基づけば、引当金は、(a)利用可能な全ての証拠を考慮したうえで期末日時点で現在の義務が存在している可能性の方が高く、(b)当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、及び、(c)当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識するとされている。

本件、期末日である2025年3月末時点では、資産売却の決定はなされておらず農林水産省からの「[]補助金」の返済義務は発生しておらず、鹿児島県からの「[]補助金」及び[]からの「[]補助金」の返済義務は行政庁の通知次第であるが、2025年3月の稟議で生産活動の停止が承認され、資産売却の決定がなされる可能性が高く、返還義務が生じる可能性の方が高い。

したがって、2025年3月末時点で補助金の返還額を引当金として計上する必要がある、引当金を計上していないという事実は、IAS37号 引当金、偶発負債及び偶発資産に違反する不適切な会計処理であると認められる。

また、トミイチ九州は、2025年3月末の生産活動停止の決定により、同社の将来収益力がなくなっており、同社が保有する固定資産9億82百万円に減損の兆候があり、正味売却価額まで減損損失を計上しておくべきであった。

さらに、トミイチ九州は非連結子会社であることから、当社のトミイチ九州に関する関係会社株式の評価損及びその他引当金の検討が必要であるがそれらの検討が十分に行われていなかった。

(イ) 会計上の影響額 (トミイチ九州)

2025年3月期のトミイチ九州の損益計算書にて、引当金5億12百万円及び固定資産の減損損失7億30百万円(2025年3月末の有形及び無形固定資産残高9億82百万円と正味売却価額2億52百万円の差額)が計上漏れとなっている。

(当社)

2025年3月期のトミイチ九州の純資産がマイナスとなったことから、当社の会計上の影響を検討した結果、以下の影響がある。なお、トミイチ九州は当社の非連結子会社でありトミイチ九州の財務諸表が当社の連結財務諸表には含まれないことから、当社単体と連結の2025年3月期の会計上の影響は以下のとおりであり、トミイチ九州の株式評価減を除き、同じとなる。

(単位：百万円)

会計上の影響	科目	単体	連結
1) トミイチ九州の株式評価減	関係会社株式評価損 (特別損失)	438	-
2) トミイチ九州の株式評価減	その他の包括利益を通じて 測定する金融資産の公正価値 の純変動(包括利益)	-	438
3) 当社のトミイチ九州に対する貸付金への貸倒引当金計上	貸倒引当金繰入額(単体： 営業外費用、連結：その他の 費用)	156	156
4) 当社が実施しているトミイチ九州の借入金に対する債務保証に対する引当金	債務保証損失引当金繰入額 (単体：特別損失、連結： 販管費)	759	759
5) トミイチ九州の純資産のマイナス額10億63百万円のうち、3)と4)で足りない分	事業損失引当金繰入額 (単体：特別損失、連結： その他の費用)	146	146
合計		1,501	1,501

2026年3月期 第一四半期(2025年6月末)及び中間期(2025年9月末)の影響

以下の表のとおりである。なお、トミイチ九州の株式評価減の会計処理は2025年3月期にて完了し、それ以後は発生しないため割愛している。なお、当社単体と連結は同じ金額となるため、以下の表では単体と連結は分けて表示していない。

(単位：百万円)

会計上の影響	科目	2025年 4月～6月	2025年 7月～9月
3) 当社のトミイチ九州 に対する貸付金への 貸倒引当金計上	貸倒引当金繰入額 (単体：営業外費用、 連結：その他の費用)	183	183
4) 当社が実施している トミイチ九州の借入金 に対する債務保証に 対する引当金	債務保証損失引当金繰 入額(単体：特別損 失、 連結：販管費)	730	701
5) トミイチ九州の 純資産のマイナス額 1,063百万円のうち、 3) と 4) で足りない分	事業損失引当金繰入額 (単体：特別損失、 連結：その他の費用)	184	△859
合計		1,099	26

(ウ) 意図の有無

前記のとおり、当時の担当者であった当社連結管理室のFt氏の会計基準の認識が誤っていたことに起因して、補助金の返還義務に関する引当金等の計上がなされていない事案であり、前記の不適切な会計処理が意図的であったとまでは認定できない。

なお、本事案が発生した背景には、連結管理室の担当者は、引当金等の計上の要否判断において、会計基準に対する理解が十分でなかった上に、生産停止決定という重要な意思決定が行われた2025年3月の決算時において、当該リスク等の会計処理について監査法人へ適時に相談を行わず、担当者及び当該担当者の周囲の者の判断で処理を完結させていたという手続上の不備が影響しているものと考えられる。

12 北海道AWアグリ

北海道AWアグリは、青果卸事業、冷凍野菜・レトルト食品の製造販売事業等を行う当社の完全子会社であり、2023年4月、AWアグリトラスト株式会社（以下「AWトラスト」という。）、AWアグリフーズテクノ株式会社及び旧北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社の3社が合併して設立された。

(1) 旧AWトラスト内において、馬鈴薯（じゃがいも）の棚卸資産単価が売価よりも高い価額で決算処理されていたこと

ア 事案の概要

2023年6月頃、北海道AWアグリのEr氏（取締役・統括管理本部長。以下「Er氏」という。）が社内調査を実施したところ、合併前の2023年3月までの時点において、旧AWトラスト内で馬鈴薯（じゃがいも）の棚卸資産単価が売価よりも高い価

額で決算処理されていたことが判明した。2023年9月までに売却すると仮定した場合の損失見込み額は約2700万円であったことから評価損を計上した。

イ 調査の結果

旧AWトラストにおいては、個別法による棚卸評価が行われており、恣意的に単価の低い商品を優先して払い出す等の操作が行われた可能性や、社内システム上、標準仕様では行えないはずの単価修正が可能な仕組みとなっていたことから、不適切な単価修正がなされていた可能性がある。

しかしながら、不適切な単価修正を裏付ける客観的資料は存在せず、また、前記Er氏による社内調査後、修正処理を行う際の稟議書においても[]の品質低下を原因とする再評価との記載にとどまっており、不適切な単価修正を疑わせる趣旨の記載は存在しない。さらに、前記の単価修正は合併以前に実施されたものであり、旧AWトラストの経営陣は既に退職済みであることに加え、社内システムは既に変更されており、過去の操作ログ等による確認を実施することもできず、関係者を特定することもできないため、事実確認及び原因分析が困難である。

したがって、不適切な単価操作等の疑義が存在するものの、認定することは困難である。

13 九州屋

九州屋は、当社がその61.08%の割合の議決権を保有する当社の連結子会社であり、東京都八王子市に本社を置く。現在の資本金は2億77百万円である。

九州屋は、1974年に創業し、1976年に有限会社九州屋として設立された後、1985年に株式会社化され、2015年9月30日に当社がその発行済株式の55%を取得し当社の連結子会社となった。

九州屋の主要な事業は、全国の百貨店、駅・専門店ビル等における青果専門店の運営や、スーパーマーケットの運営、及び農園の運営である。

(1) 九州屋西船橋店における人件費等の付替

ア 事案の概要

九州屋グリーン・デリ・新鮮鮮[]店（以下「[]」という。）において、2024年3月期に、[]店に在籍するパート及びアルバイトに係る人件費及び法定福利費月額計約1百万円を営業本部に付け替え、[]店の固定資産の減損損失計上の回避を図った事案である。

イ 経緯・原因

(ア) 経緯・原因

2023年10月3日、当時九州屋[]に在籍していたGi氏（以下「Gi氏」という。）が、常務取締役管理本部C氏（以下「C氏」という。）から指示を受け、[]店に在籍するパート及びアルバイト6名の人件費及び法定福利費合計約1百万円（月額）を、九州屋の営業本部の経費として計上し、以後も同様の付替を行っていた。C氏は、Cu氏から指示を受けて、Gi氏に指示をしたものである。

[]店は、慢性的に営業不振の状態にあり、2023年3月期以前から赤字を計上し2024年3月期においても赤字が見込まれていたため、2024年3月期末時点においても減損の兆候が見られていた。Cu氏は、[]店の固定資産について減損損失を計上すれば多額の損失となるため、これを回避する目的で、C氏に人件費及び法定福利費の付替を指示した。

(イ) 補足

C氏は、前記のような[]店の人件費等の付替は、2024年3月期より前から行われてきたものである旨述べている。もっとも、C氏のかかる供述を裏付ける資料や、C氏以外の者から同旨の供述は得られなかった。他方、Gi氏は、付替えの指示がなされたのは2023年10月3日が初めてで、イレギュラーだという印象を受けた旨述べている他、Cu氏は、[]店の人件費等の付替えが行われるようになった時期は記憶していない旨述べている。かかる事情を踏まえれば、遅くとも2024年3月期に人件費等の付替がなされたことを認定できる一方、それより前から同様の処理が行われていたとまでは認定できないものと考えられる。

また、2020年11月から2022年12月まで、九州屋の[]を務めたBa氏は、当時外部業者に委託していた[]店に係る棚卸業務の委託費用について、九州屋のスーパーマーケット事業部又は営業本部の費用として計上するよう部下に指示したことが1度ある旨述べている。もっとも、担当者の異動等の事情もあって、本調査においては、かかる処理の時期・費目・金額等について特定することはできなかった。

ウ 会計上の問題

[]は、2024年3月期以前から継続して営業赤字であり、減損の兆候が見られた。このため、当該店舗の将来キャッシュ・フローの見積額が期末日時点の固定資産簿価を下回る場合には、減損損失を計上する必要があった。

この点、将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、2023年9月以降の人件費等約1百万円(月額)を営業本部へ付け替えることにより営業利益を黒字化し、当該将来キャッシュ・フロー見積額を過大に評価することで減損損失の計上を回避したことは、不適切な会計処理に該当する。

かかる不適切な会計処理により、遅くとも2024年3月期において、[]店の固定資産簿価35百万円の損失を計上すべきところ、計上されていなかった。

14 AW リアライズ

AW リアライズは、当社の完全子会社であり、東京都中央区に本社を置く。現在の代表取締役社長はH氏、取締役会長はAz氏であり、資本金4億円、売上高282億円(2025年3月期)、従業員数897名(2025年3月時点)である。

AW リアライズは、2003年10月、Az社を存続会社として複数社が合併して設立されたエア・ウォーター・ソル株式会社(以下「旧AWソル」という。)が、2007年7月に当社のグループ会社であるキョーワ工業株式会社と合併し、その後、2023年4月に社名を変更して現在に至る。2023年10月、AW リアライズは、当社のグループ会社であったミサワ医科工業株式会社(以下「旧ミサワ」という。)を吸収合併した。

AW リアライズの主な事業内容は、化粧品ODM/OEM事業、エアソール事業、医療機器事業である。医療機器事業は旧ミサワにおける主要事業であり、前記吸収合併によりAW リアライズに統合された。

(1) 不適切な会計処理等の全体像

2022年3月、旧ミサワについて実施された当社グループ内部監査を契機として、従前、決算月に未出荷製品の売上を先行計上していたことが判明した。これを受けて、当時のAW リアライズ代表取締役社長であったCd氏(以下「Cd氏」という。)

主導で追加的に社内調査（以下「旧ミサワ社内調査」という。）を行ったところ、未出荷製品の売上先行計上に加えて、単価操作による売上の不正計上、取引先とのトラブル案件の売上計上及び残置等の不適切な会計処理が検出された。

今般、当社において不適切な会計処理の発生時期や具体的な内容、経緯、担当者等について、Cd氏、[] Hr氏（以下「Hr氏」という。）及びその他複数の関係者のヒアリングを含む追加調査を実施したところ、旧ミサワ社内では、自社で製造した製品について当該製品が最終的に検収されなかった場合や返品された場合等本来売上として計上できない場合であっても、製造した以上は売上として計上すべきであるという風土が醸成されており、計上した売上が取り消されないという状況が常態化していたようであるとのことである。また、実際に一部の取引については、取引先に検収されなかった製品について売上の取消が実施されていなかったことが確認された。

しかしながら、旧ミサワ社内調査における個別の検出項目について後記（２）記載の単価操作による売上の不正計上以外は、意図的に不正な会計処理がなされたことを裏付けるに足る客観的資料は存在しないか、所在不明として開示されず、又は関係者からの供述を得ることはできなかった。

旧ミサワ社内調査で検出された項目全般については、既に当社グループ内に報告されていることに鑑みて、本報告書においては、意図的な会計不正であると確認された後記（２）記載の単価操作による売上の不正計上に絞って報告する。

なお、当時の経理担当者のヒアリングによれば、旧ミサワ社内調査における検出事項については、AWリアライズによる旧ミサワの吸収合併前に整理するように監査法人から指摘を受け、2023年3月末及び同年9月末頃に一括して修正仕訳を実施したとのことであるが、過去の仕訳帳を紛失している等により修正仕訳の特定ができなかった箇所が存在する。

（２）単価操作による売上の不正計上について

ア 事実の概要

[]、旧ミサワにおいて、同月中にAI社との間で行った複数の取引について、同社に対する実際の請求額よりも高い金額で社内処理用の請求書を作成し、同請求書を用いて社内処理を行うことで当期の売上を過大計上したうえで、過大計上した売上相当額については翌期（同年4月から7月まで）のAI社に対する実際の請求額よりも低い金額で同様の社内処理を行い、売上を過少計上することで戻入れを行うという会計上の不正（単価操作による売上の不正計上）が行われていた。

イ 経緯・原因

Hr氏に対するヒアリング結果によれば、AI社との間で価格交渉を実施していたが、同社から芳しい回答が得られなかったことから、目標の売上に不足する部分について前記の方法で単価操作を行い、売上を過大計上したとのことである。

当該単価操作については、外形的な売上を良好に見せるためにHr氏自身の判断で実施したものであり、当時の代表取締役社長であるGs氏他の第三者から指示されたものではない。

なお、Hr氏のヒアリングによれば、前記単価操作により過大計上された売上額は合計約[]円とのことであるが、AI社との間の取引に関する書類及び対象仕訳等の証拠は開示されず、当該金額を客観的に特定することは困難である。なお、社内資料（「[] 元帳管理表」と題するExcelファイル）には、下記の記述が存在する。

単価調整 〇〇 万円 〇〇 月

〇〇 売上 〇〇

は単価を増加し数千万多く計上している。

先方へは実際の請求金額を請求している。

(社内計上を多くして請求は本来価格→債権に対する入金不足)

その増額分計 〇〇 千円を 〇〇 〇〇 〇〇 で相殺

(社内計上を少なくして請求は本来価格→債権に対する入金過多)

〇〇 月は最後厚労省の大口売り上げがあったため前倒しして多額で相殺した

ウ 会計上の問題・影響額

旧ミサワ社内調査の結果によれば、単価操作により過大計上された売上高約 〇〇 〇〇 万円を含む不適切な売上高の合計金額は 〇〇 〇〇 万円と集計されている。また、前記第 7・15 (1)、(2) イのとおり一部については売上の取消が実施されていないと見られるが、現時点で関連証憑及び対応する仕訳等を閲覧することができないため、影響額を客観的に特定することは困難である。

(3) 売上原価計上漏れ

旧ミサワ社内調査で検出された項目以外に、本調査によって、以下の処理誤りが確認された。

ア 事案の概要

A 社に販売する 〇〇 製品の付属品である 〇〇 について、本来製品販売時に資材在庫を払出しすべきところ、その処理が漏れていたため在庫が過大計上となっていた。また、その後、当該事実が発覚したため、営業部において資材在庫の処理を実施したが、その際、旧 AW ソル社内において必要とされる稟議申請を失念していた。

イ 経緯・原因

当時、旧 AW ソル社内においては、〇〇 は個別の製品ではなく 〇〇 製品の付属品として資材と整理されていた。そのため、〇〇 自体について個別の製品として原価構成が登録されていなかった。

通常であれば、〇〇 製品の販売時に、同製品の付属品である 〇〇 については資材在庫の払出しとして処理されるものの、本件では、付属品である 〇〇 のみを、外注先に対して資材として提供し、外注先が 〇〇 製品を組み立てたうえで得意先に販売するというイレギュラーな取引が行われたため、業務担当者の理解不足等から、〇〇 について資材在庫の払出し処理が行われなかったものである。

現在は、〇〇 について原価構成が登録されており、外注先において 〇〇 が付属する 〇〇 製品が完成した際に、〇〇 について資材在庫として払出しされる仕組みとなっており、対策がされていることが確認された。

ウ 会計上の問題・影響額

〇〇 計 〇〇 円は客先への販売時に在庫から払出し処理され、売上原価として計上されるべきであったが、長期在庫として処理漏れが発覚するまで棚卸資産として計上されたままとなっていた。処理漏れ発覚後、旧 AW ソルでは、対応する売

上を0円として在庫の払出し処理を行ったが、当該処理の稟議承認が行われなかったといった修正処理の一連の対応についても社内で問題視され、顛末書を作成している。[]月頃、修正のための費用計上が完了したと見られる。なお当委員会として、売上に対応する期として本来売上原価を計上すべきであった時点の特定は困難である。

15 AWBD

エア・ウォーター・BD株式会社（以下「AWBD」という。）⁴⁹は、当社グループのヘルス&セーフティー部門に属し、医療関連事業等を目的とする会社として、2016年9月1日に設立された法人である。同社は、2025年4月7日に商号を「エア・ウォーター・バイオデザイン株式会社」から「エア・ウォーターBD株式会社」へ変更した後、2025年6月27日開催の株主総会の決議により解散した。なお、AWBDは設立時から解散されるまで、当社グループにおいて非連結子会社となっていた。

AWBDは、医療関連事業を強化する目的で、2020年6月1日、超小型・軽量の8K硬性内視鏡カメラ等の研究開発及び製造販売を行う会社であるカイロス株式会社（以下「カイロス」という。）を吸収合併した。さらに2022年9月30日には、当該事業の技術的差別化を図る目的で、プラスチックG1レンズの研究開発及び製造を行う会社である[]（以下「[]」という。）からレンズ事業を譲り受け、事業基盤の拡大を進めてきた。

（1）のれん等の減損処理の先送り

ア 事案の概要

AWBDで[]から取得した内視鏡事業に係るのれんをはじめとする固定資産等約975百万円について、2024年3月期に減損処理を行うべきであるところ、当社が保有するAWBD株式の減損を回避する目的で減損処理が先送りされたものである。

イ 経緯・原因

AWBDは8Kレンズを用いる等先進的な内視鏡の開発に注力しており、特に[]の取得に関しては[]Cj氏とFg氏とのつながりの中で買収に至った事業であり、Fg氏も関心のある領域であった。[]の取得は2022年9月に実施されたが、買収によって約900百万円のものが増え計上されていた。しかしながら、AWBDでの既存事業である内視鏡事業に関しては業績が芳しくなく、AWBD自体は2024年3月期において将来的に事業を清算する方向で調整されることとなり、2024年7月に[]から承継した事業を当社に移管する形でAWBDの事業はほぼ停止している。

AWBDの清算を検討するに当たって会計上大きな検討課題となったのは、AWBDが保有する資産の減損であった。AWBDの[]Cl氏（以下「Cl氏」という。）は減損を行った場合に、当社が保有するAWBD株式の評価も同時に問題となると考え、[]Fh氏に当該減損について相談を行っており、2024年1月末時点でAWBDにおいて減損懸念のある全ての資産を減損した場合のシミュレー

⁴⁹なお、現在「エア・ウォーター・バイオデザイン株式会社」の商号を使用している法人は、元来「NTKメディカル株式会社」という商号であったが、AWBDの商号変更と同日（2025年4月1日）に現商号へ変更した別の法人である。本報告書において「AWBD」と表記する場合は、解散した「エア・ウォーター・BD株式会社（旧エア・ウォーター・バイオデザイン株式会社）」を指すものとする。

ションを行った。その結果、同時点で、AWBD の純資産は 12 億 53 百万円であったが、仮に全ての資産を減損すると、減損額が 12 億 58 百万円となるため、減損後には 5 百万円の債務超過に陥ると算定された。

Fh 氏は当該状況について、Cl 氏とのメールのやり取りの中で、2024 年 3 月期に減損を行うことは回避しなければならないとの前提で、「ベストの選択は 4 月に特許と債務引継ぎ、減損、増資をやることですかね。中略 ただ、カイロス在庫分の減損処理（来期の分も含め）だけを期末にするだけの体力はあると思いますが。そこはお願いしたいと考えます」と述べている。

すなわち、Fh 氏としては、カイロスから承継した在庫（以下「カイロス在庫」という。）2 億 83 百万円のみであれば、債務超過とならない金額規模であり、当社からの資本注入等を行わずとも、2024 年 3 月期に処理することが可能であり、そこは実施するようにとの指示であったと考えられる。

前記のやり取りを踏まえ、AWBD が保有していたカイロス在庫については、2024 年 3 月期において評価減が行われることとなったが、その他ののれん等の資産については、2024 年 8 月において減損されることとなっている。

結果として 2025 年 3 月期に当社が保有する AWBD 株式は全額減損されているが、2024 年 3 月期にのれんの減損を同時に行っていれば、AWBD は債務超過になっており、当社においては関係会社事業損失引当金の計上や株式の減損の検討を行う必要があったと考えられる。

この点、Ea 氏は、2024 年 3 月期に処理されなかった理由は、社内での決裁の取得が困難であるとの判断によるものであったと述べている。

ウ 会計上の問題・影響

2024 年 3 月 31 日時点において、当社は AWBD 株式を 15 億 47 百万円保有していたため、AWBD においてのれんを含む全ての資産が減損され 5 百万円の債務超過となっていたと仮定すると、本来は当社において、AWBD 株式の減損及び関係会社事業損失引当金の計上が必要であったと考えられる。しかしながら、減損回避を目的としてカイロス在庫以外の資産の減損が 2025 年 3 月期に先送りされたことに伴い、当社では会計処理が行われず、当社が計上する AWBD 株式 15 億 47 百万円が過大、関係会社事業損失引当金が 5 百万円過少計上となっていた。

（2）棚卸資産の減損処理及び AWI に対する廉価売買による AWI の連結上の利益操作

ア 事案の概要

前記（1）に記載のとおり、2024 年 3 月 31 日に非連結子会社である AWBD にて保有していたカイロス在庫 2 億 83 百万円について品目別に 1 円までの評価減が行われたが、当社は同日付けで AWBD から当該棚卸資産を 1 円で仕入れて外部会社に 1 億 23 百万円で販売していた案件である。

イ 経緯・原因

AWBD は 2020 年 6 月 1 日にカイロスと合併した際、カイロスが保有していた商品 1 億 85 百万円、製品 85 百万円、原材料 27 百万円及び仕掛品 25 百万円の合計 3 億 23 百万円を承継したが、カイロス在庫のうち 2024 年 3 月末時点で 2 億 83 百万円について販売先が見つかることがなく滞留していた。

AWBD においては、今後の事業展開が困難であるとの認識のもと、2023 年 4 月頃から社長である Gy 氏（以下「Gy 氏」という。）の指示のもと事業終息のため棚卸資